

重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援業務」に係る委託契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援業務
- (2) 業務内容 別添「重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき業務を実施するものとする。
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
本件契約は、令和8年度を始期とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、上記の期間に関わらず、本件契約の締結日の属する年度及び翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算が削減又は廃止若しくは、契約者のいずれかから契約解除の申出があった場合は、本件契約を解除することがある。

3 予算額

上限価格 14,409,000円（業務期間総額）

（内訳）

令和8年度	4,803,000円
令和9年度	4,803,000円
令和10年度	4,803,000円
計	14,409,000円

※上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。

※金額は、以下の経費の総額を記載すること。

（経費の内訳）

- (1) 受託事業者活動経費（人件費）

2,400,000円を上限として、経費を計上すること。

- (2) 受託事業者活動経費（事務費）

299,800円を上限として、以下の経費を計上すること。

ア アウトリーチ等事業活動者（以下「事業活動者」）の各種活動に係る損害保険料

イ 事業活動者への研修会に係る経費

ウ その他、事業の実施に必要となる消耗品等の経費

- (3) 事業活動者活動経費

仕様書の10の(2)及び11に定める事業活動者の活動実績に応じて支払う経費として、

2,103,200円を計上すること。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年2月10日（火）	プロポーザル実施の公告（実施要領の配布） ホームページへの掲載
令和8年2月20日（金）	質疑受付締切
令和8年2月25日（水）	質疑に対する回答（予定）
令和8年3月 4日（水）	参加申込受付締切
令和8年3月 5日（木）	参加申込の審査
令和8年3月11日（水）	参加資格審査結果通知（無資格者のみ）
令和8年3月19日（木）	プレゼンテーション審査
令和8年3月25日（水）	審査結果通知
令和8年3月26日（木）	審査結果公示

6 参加資格

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 本店又は支店、営業所等を本市に有し、業務を実施できること。
- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部福祉政策課重層的支援推進室 (担当 淀)

電話 077-528-2740 (福祉政策課内)

電子メールアドレス otsu1464@city.otsu.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年2月10日(火)から同年3月4日(水)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記7(1)に同じ。(大津市ホームページにおいてもダウンロード可)

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問及び回答

ア 質問方法

質問書(様式4)(様式は実施要領に添付)により電子メール、郵送、持参のいずれかで行うこと。電子メールの場合、件名に「プロポーザル質問 送信年月日(西暦8桁)会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信後、必ず電話で送信した旨を伝えること。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、質問期限までに到着すること。郵便事故等については考慮しない。

電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ 質問期限

令和8年2月20日(金)午後5時までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

エ 回答予定日

令和8年2月25日(水)

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を(ア)及び(イ)に掲げる書類にあっては、原本1部及び副本9部)を提出すること。ただし、副本については、提案者の商号又は氏名、代表者氏名等の提案者が特定できる部分をマスキングして提出すること。

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 誓約書(様式2)

(ウ) 参加申込書の概要を示す書類(様式3)

※会社情報に係る添付資料には、提案者が特定できる部分をマスキングすること。

(イ) 企画提案書（任意の様式）

※企画提案書の提出は1者につき1案とする。

※提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 価格見積書（任意の様式）

※税抜金額を記載すること。当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積価格とする。

(カ) 大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））及び消費税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書（写し可）、納税証明書（写し可）等）

b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

イ 提出場所 上記7(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出の場合 令和8年3月4日（水）午後5時まで。

(イ) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和8年3月4日（水）までに必着のこと。

エ 企画提案書作成方法

仕様書に基づき、下記の項目を含む企画提案書を作成すること。

(ア) 基本的な事項

a 提案内容等の概要及び特徴等

b 事業実施についての基本的な考え方及び事業目標

(イ) 実施体制

a 本事業又は類似事業の実績

b 本事業実施のための人員体制

c 情報管理体制（事業活動者を含む）

d 苦情対応・事件・事故等緊急時における体制

(ウ) 実施方法

a 事業活動者の確保及び業務の周知の方法

b アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施の方法及び支援状況の把握及び監督

c 参加支援の実施の方法及び支援状況の把握及び監督

d 事業活動者への側面支援及び業務の検証方法

e マッチング先となる社会資源の把握及び開発の方法

f 関係機関等との連携体制

(エ) その他、独自の提案がある場合は記載すること。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和8年3月19日（木）

イ 実施場所 大津市役所本館5階互助会会議室

※応募者多数の場合は、日時を変更する場合がある。

ウ 提案時間 15分以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこと。）

エ 質疑応答 10分以内

なお、プレゼンテーションの順番は本市において決定するものとし、開始時刻等の詳細については別途通知する。

オ 参加人数 3人以内

カ 審査基準

別表により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。合計点が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い団体を上位とする。第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした団体を第1順位とする。

キ 電子データによる提案説明を行う場合は、予め大津市が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

ク 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(6) 審査結果の通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。

通知日は、令和8年3月25日（水）の予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となつた場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書等については、本市が必要と認める場合には、あらかじめ提案者に通知した上で、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(オ) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、重層的支援推進室に通知すること。

(カ) 参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

8 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報に

については決定後の開示とする。

9 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階

大津市健康福祉部福祉政策課重層的支援推進室 (担当 淀)

電話 077-528-2740 (福祉政策課内)

メール otsu1464@city.otsu.lg.jp

(別表)

評価項目	評価基準
実施体制	類似事業で実績があり、本事業の履行に活かすことが期待できるか。
	業務の実施にあたり、対象者の実情に応じた支援ができるよう、実績や資格を有する担当者が適切に配置されているか。
	情報セキュリティや個人情報保護に対する管理を十分に行える体制が整っているか。
	苦情方法や、事件・事故等の緊急時において、しっかりと対応できる体制が整っているか。
実施方法	事業活動者を確保するための方法が具体的で、幅広い専門職等の確保が期待できるか。
	日常生活自立、社会自立、就労自立など、支援対象者に合わせた支援内容は、具体的で適切かつ一貫性があり、十分な成果を挙げることが期待できるか。
	事業活動者の業務の実施状況を適切に管理・監督することができるか。
	事業活動者に対し、個人情報の管理方法について周知徹底ができるか。
	本市の社会資源を把握しており、業務を通じて開発の提案等の働きかけが期待できるか。
プレゼンテーション	業務内容を理解し、目的、内容等に関する基本的な視点は本市の方針と合っているか。
	企画提案書は、わかりやすい表現で体系的に整理されているか。有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。
	発表や質問に対する回答に対し、説得力があり、積極的に取り組む意欲が感じられるか。
価格評価	見積価格が妥当であるか。